

給与を支払っている方へ

# 年末調整相談会開催

専従者や従業員に対して給与・賞与の支払いをする事業主の方は  
年末調整を行い、源泉所得税及び復興特別所得税を納めなくてはなりません。

**相談期間：令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)まで**

※年間の給与額が確定している方は、予約のうえ、年内の早い時期にご来所ください。

**相談時間：9:00～12:00、13:00～16:00** ※期間内の再予約と超過は1回2,000円  
1枠25分間 但し、従業員が1～2名で源泉徴収がない場合以外は最大2枠(50分)

## ■必要書類 (コピーを提出する、または控えを手元に保管する場合は予めご自身でコピーをお願いします)

- ① 令和6年分所得税源泉徴収簿
- ② 源泉所得税及び復興特別所得税の納付書

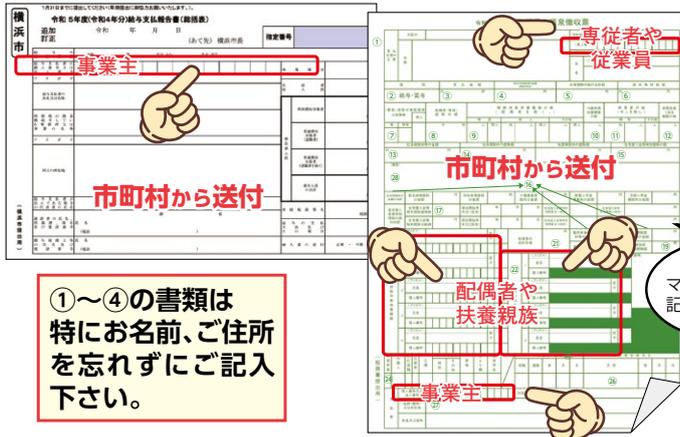


- ⑤ 事業主の本人確認書類 (マイナンバーカードが免許証+住民票の写しなどのコピー)

### 控除を受けるために必要な書類

- ⑥ 令和6年分・令和7年分扶養控除等(異動)申告書
- ⑦ 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書
- ⑧ 保険料控除申告書
- ⑨ ⑧の各種控除証明書 (生命保険料、地震保険料等)
- ⑩ 源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書 (⑥に記載されていない扶養親族がいる場合)
- ⑪ 各人別控除事績簿

- ③ 給与支払報告書(総括表)
- ④ 給与支払報告書(個人別明細書)



①～④の書類は  
特にお名前、ご住所  
を忘れずにご記入  
下さい。

事務局へご相談の際には

上記①～⑪の書類等をご記入のうえ、お持ちください。

(①・⑥・⑦・⑧・⑩・⑪は、当会HPよりダウンロードも出来ます。)

## 緑税務署 人事異動

令和6年  
7月10日発令



署長  
大辻 秀幸  
オオツジ ヒデユキ



副署長  
圖師 泰成  
ズシ ヤスナリ



個人課税第1部門統括官  
辻野 圭亮  
ツジノ ケイスケ

# 定額減税による提出書類・記入内容の変更点

基本的な手順は前年と同様ですが、定額減税を受けて下記が変更になります。

## 源泉徴収簿

差引課税給与所得金額(⑩-⑨)及び算出所得税額	⑪ 170,000	⑫ 8,500
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑬	⑭ 8,500
年調所得税額(⑫-⑬、マイナスの場合は0)	⑮	⑯-⑰ 30,000
年調減税額	⑱-⑲	⑳-㉑
年調減税額控除後の年調所得税額(⑱-⑳、マイナスの場合は0)	㉒-㉓	㉔-㉕ 21,500
控除外額(㉒-⑳がマイナスの場合に記載)	㉖-㉗	㉘
年調年税額(「㉔-㉕」×102.1%)	㉙	㉚
差引超過額又は不足額(㉙-㉚)	㉛	㉜
超過額	㉝	㉞
の精算	㉟	㊱

こちらは令和7年分源泉徴収簿の裏面に対応様式があります。

⑯-⑰に年調減税額を記入します。

㉔-㉕に年調所得税額⑭欄の金額から⑯-⑰を控除した残額を記入します。

㉔欄から⑯-⑰を控除、控除しきれない金額を記入します。控除しきれたら空欄で構いません。

記載例：  
月10万円、  
年間120万円の給与  
扶養なし

(適要)欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除額×××円」と記入します。

控除しきれず残った金額がある場合は、「控除外額×××円」と記入します。

## 給与支払報告書

給与支払報告書(個人別明細書)

住所又は居所 横浜市緑区〇〇〇〇

支払を受ける者 山川 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料	1,200,000	650,000	480,000	0

源泉徴収時所得税減税控除済額 8,500円、控除外額 21,500円

書面で申告書等を提出する皆さまへ

### 税務署では令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。

国税庁では、税務行政のデジタル化に伴い、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととなりました。

書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、以下をご注意ください。

- ・申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)
- ・申告書等の控えは、必要に応じてご自身で作成及び保有、提出年月日の記録・管理

※金融機関や補助金等の手続きにあたっては、国税当局から事前に説明が行われており、以降は收受日付印押なつの控えを求めないこととなっています。  
※提出の事実・提出年月日の確認が必要になる場合には、書面で提出したときでもマイナンバーカードを利用した「申告書等情報サービス」等を利用できます。

よって、当会ではマイナンバーカードの取得を推奨しております。